コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015年4月16日

株式会社ＦＲＩ
代表取締役社長　鵜飼　裕司
問合せ先：　経営管理本部　03-6277-1811（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、長期・継続的な成長を伴う企業価値の向上には、株主、従業員、取引先及び地域社会等のステークホルダーにおける当社に対する信頼性の確保が重要な基本的経営課題であると考えております。当社は信頼性を確保するため、内部牽制機能が有効な組織体制の構築、内部及び外部による監査の実施を通じて当社経営の健全性と透明性の向上に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鵜飼　裕司	1,992,000	26.29
金居　良治	1,626,000	21.46
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社 代表取締役社長　増谷　洋	480,000	6.33
田中　重樹	126,000	1.66
松井証券株式会社 代表取締役社長　松井　道夫	122,400	1.61
下吹越　一孝	120,000	1.58
日本証券金融株式会社 取締役社長　小林　英三	90,500	1.19
JP MORGAN CHASE BANK　385181 常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部 部長　馬嶋　章	68,000	0.89
野村信託銀行株式会社（信託口） 執行役社長　眞保　智絵	67,700	0.89
永田　哲也	66,000	0.87

支配株主名	該当なし

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	該当なし

補足説明

該当なし

３．企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当なし

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　郁夫	弁護士											

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　郁夫	○	該当なし	当該取締役は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、特にIT 関係の法律問題に実績があり、当社の経営事項に決定及び業務執行の監督に適していると考えております。 また、当社及び当社の経営陣から独立した立場であり、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であると判断し、独立役員として届け出ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年２回定期的に内部監査部門及び会計監査人より監査結果報告及び意見交換をするほか、適時に会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて内部監査部門及び会計監査人に報告を求めるなど、連携を図っております。また、監査役と内部監査部門は定期的に会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に報告をするなど、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携を密にとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	該当なし

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤　正二	他の会社の出身者													
下吹越　一孝	公認会計士／税理士													
杉山　由高	他の会社の出身者													

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤　正二		該当なし	同氏は、過去に監査役としての経験を有しており、監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断したためであります。
下吹越　一孝		該当なし	同氏は、公認会計士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断したためであります。
杉山　由高		該当なし	同氏は、当社の事業分野に対する深い知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただくことができるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

該当なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

また、ストックオプションの付与にあたっては、会社に今後も継続して勤務し業績向上へ貢献できる人物であるかどうか、またその貢献度や期待度を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,その他

該当項目に関する補足説明

株主と取締役および従業員、顧問の受ける利益とを一致させることにより、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主価値を高めることを目的として、取締役および従業員、顧問に対してストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役および監査役への報酬総額およびその内数として社外取締役および社外監査役への報酬総額を有価証券報告書にて開示して おります。

平成 26 年 3 月期において取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりであります。

取締役に支払った報酬 41,250 千円

（うち、社外取締役に支払った報酬はありません。）

監査役に支払った報酬 8,100 千円

（うち、社外監査役に支払った報酬 8,100 千円）

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しており、取締役会決議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成 26 年 6 月 11 日開催の定時株主総会において、年額 1 億 5 千万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会等の会議への出席依頼、事前の会議資料の送付・内容の説明等をメール等の通信手段を用いて担当部署より行っています。

社外監査役については、1 名が常勤監査役として社内に常駐しており、管理部門を中心に、適宜該当部署・担当者に対して直接ヒアリングを行うとともに、同者から監査役に対して報告が行われております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

(取締役及び取締役会)

取締役会は、取締役４名(内、１名は社外取締役)で構成され、原則毎月１回定時取締役会を実施するほか、必要に応じて臨時取締役会を実施しております。取締役会は経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、取締役会規程に定める事項の審議・決定を行なっております。また、上記の他、月次の営業報告及び各取締役によりそれぞれ業務執行状況の報告を行うことで相互に監督しております。

また、取締役会において、業務の進捗状況、リスク・課題の検討を行なっております。

(監査役及び監査役会)

監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、全員社外監査役であります。

監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど常に取締役の業務執行を監視出来る体制となっております。

監査役会は原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。

また、内部監査責任者及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上に取り組んでおります。

(内部監査)

内部監査は、経営管理本部が担当し、内部監査規程に従い社長直轄の独立した立場で実施しております。

内部監査部門は、監査役及び監査法人と連携し、当社の業務全般に対して法令、会社方針、社内規程に沿った適正かつ効率的な業務執行の確保に努めております。

(会計監査)

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に準じた監査を受け、財務諸表の客観性及び信頼性を確保しております。また、監査役及び内部監査と情報共有し連携をとっております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は、山下隆氏、斎藤昇氏、岩瀬弘典氏であり、所属監査法人は有限責任 あずさ監査法人であります。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士３名、その他２名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は取締役３名、非常勤取締役１名の合計４名(内、１名が社外取締役)で構成され、監査役会は監査役１名、非常勤監査役２名の合計３名(全員が社外監査役)で構成されております。また、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

当社がこの企業統治の体制を採用する理由は、当社は現在比較的小規模な組織となっており、取締役及び監査役は組織全体を統制することが可能であり、機動的な業務執行と内部牽制機能を確保できるためであります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は法令に従い、株主総会開催日の２週間前までに招集通知を株主全員に郵送することとしておりますが、法定期日である２週間前よりも早い時期に株主に送付するよう取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	法令及び当社内の決算事務日程等を考慮する他、多くの株主の方にお越しいただけるよう配慮して株主総会実施日を決定しています。
その他	株主総会の活性化、株主の利便性及び情報の正確な伝達を目的として、当社 Web サイト上に、招集通知、決議通知、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書（四半期報告書）、決算説明会資料・決算説明会資料等を掲載しています。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会、アナリスト・機関投資家向け説明会等年２回決算発表後に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	個人投資家向け説明会、アナリスト・機関投資家向け説明会等を年２回決算発表後に開催する予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	株主総会の活性化、株主の利便性及び情報の正確な伝達を目的として、当社 Web サイト上に、招集通知、決議通知、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、決算説明会資料・決算説明会資料等を掲載しています。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社の IR は、経営企画部が対応しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、すべてのステークホルダーが平等に情報を入手出来るよう努めてまいります。また、IR 活動は双方向性のコミュニケーション活動であるとの認識のもと、経営者による直接的、積極的な対話を行なってまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期・継続的な成長を伴う企業価値の向上には、株主、従業員、取引先及び地域社会等のステークホルダーにおける当社に対する信頼性の確保が重要な基本的経営課題であると考えております。当社は信頼性を確保するため、内部牽制機能が有効な組織体制の構築、内部及び外部による監査の実施を通じて当社経営の健全性と透明性の向上に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

内部統制システムの整備状況

１．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

（２）内部監査において各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行います。

（３）取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文　　書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行ないます。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて　　取締役会に報告される体制をとっております。

また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

（１）当社は、取締役会を原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行ないます。

（２）当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

（３）当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

５．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

一．当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、配置にあたっての具体的な内容について、監査役と協議し検討することとします。

二．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行うこととします。

三．当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。

（２）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

一．取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する他、内部監査の監査結果を報告します。

二．取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に直ちに報告します。

三．その他の事項に関して、監査役から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告します。

四．監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

（３）監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

一．当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

二．監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

三．当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

（４）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

具体的には、コンプライアンス規程において以下のとおり反社会的勢力に対する方針を定めています。

従業員等は、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断すべく以下の方針に基づき行動しなければならない。

（１）反社会的勢力に関する法令、指針等を順守し、社内体制の整備を進め、実効あるものとして運営するとともに、常に必要に応じた改善を行い、不法な取引等を未然に防止するため、反社会的勢力排除の取組みを続けること。

（２）経営層をトップとした不当要求防止体制を整え、反社会的勢力が及ぼすリスクの管理を行うこと。

（３）反社会的勢力に関する情報を定期的に収集するとともに、従業者等へ周知することで情報の共有化を図り、反社会的勢力の排除に努めること。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況につきましては、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定め、経営管理本部長を窓口として、取引先について反社会勢力に該当しないことの確認、新規の取引先については反社会勢力排除のための契約条項の整備を行うなどの対応をしております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

該当なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当なし

【模式図(参考資料)】

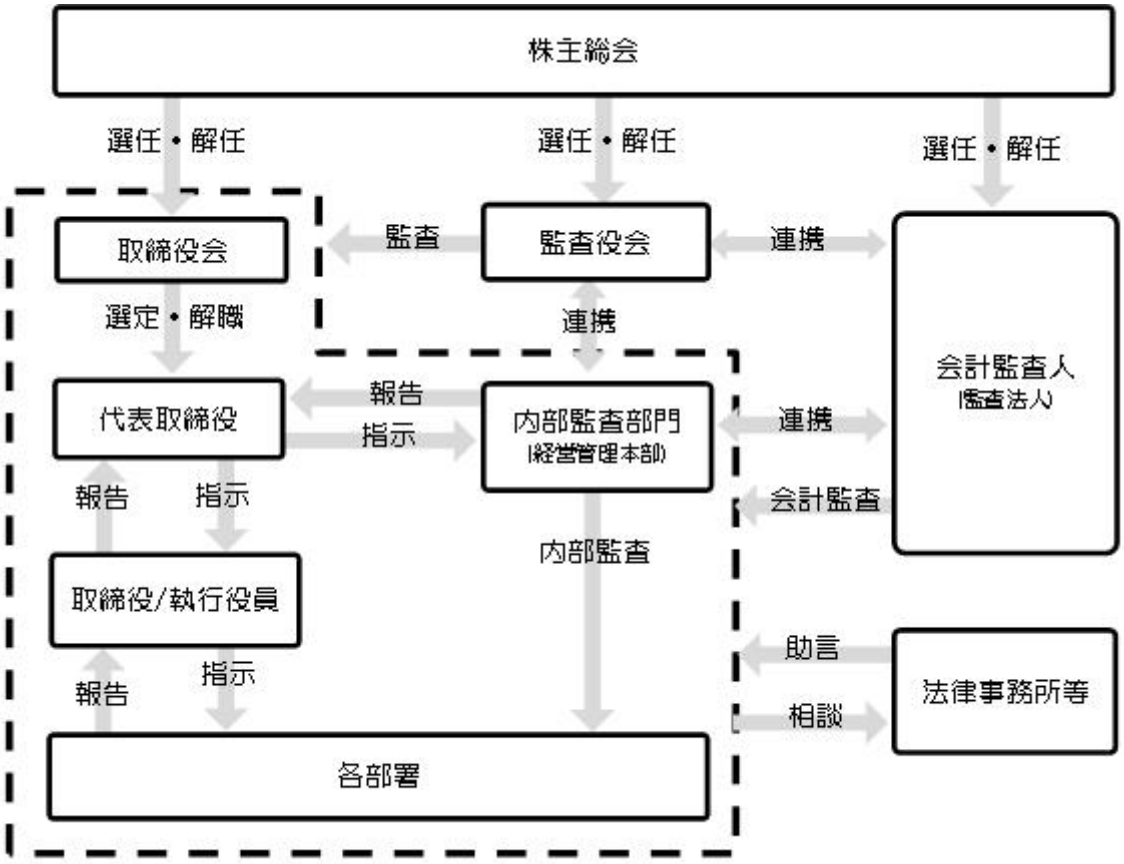
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
選定・解職
連携
会計監査人
(監査法人)
代表取締役
報告
指示
内部監査部門
(経営管理本部)
連携
報告
指示
会計監査
内部監査
取締役/執行役員
助言
指示
法律事務所等
報告
相談
各部署

【適時開示体制の概要（模式図）】

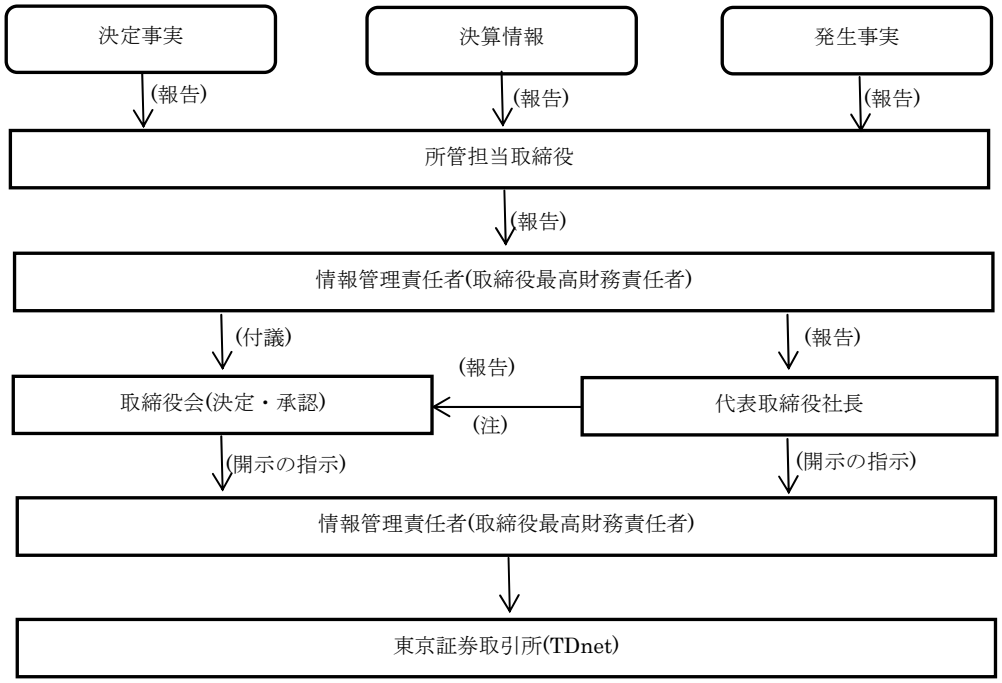

(開示後、当社ホームページの IR サイトにもすみやかに公開)

(注)緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます

以上